

屋外私設消火栓設備工事費補助要綱

(総則)

第1条 住民組織が設置する屋外私設消火栓設備工事の補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 住民組織 住民が自主的、かつ、総意により屋外私設消火栓設備を設置して初期の消火活動を行うために組織した住民自治組織をいう。
- (2) 屋外私設消火栓設備 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第11条に規定する屋内消火栓設備に関する基準（ホースの筒先口径13ミリメートルで筒先圧力0.17メガパスカル、放水量毎分 130リットル）に準じた性能以上を有して屋外に設置した消火栓並びに加圧ポンプ、ホース、筒先及び消火栓箱その他付属用具等を収納する格納施設の一体をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付を受けることのできる対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住民組織が横須賀市上下水道事業管理者の許可を受け、かつ、当該水道工事に係る技術上の基準に基づいて、屋外私設消火栓設備を新設する場合に要する費用
- (2) 前号に規定する屋外私設消火栓設備の破損又は老朽等により修理又は交換する場合に要する費用

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

(1) 新設

- ア 谷戸・高台地域などのうち、特に市長が防ぎよ困難と認める地域
全額補助とし、200万円を限度とする。
- イ ア以外の地域
費用の3分の2（100円未満の端数は切り捨てる。）の額の補助とし、100万円を限度とする。

(2) 修理または交換

- ア 谷戸・高台地域などのうち、特に市長が防ぎよ困難と認める地域

全額補助とし、50万円を限度とする。

イ ア以外の地域

費用の3分の2（100円未満の端数は切り捨てる。）の額の補助とし、50万円を限度とする。

（添付書類）

第5条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

（1）土地の登記事項証明書

（2）土地使用許可書

（3）自主消火班編成表

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月7日から施行する。